

第7回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年2月21日(火) 10:30～11:15

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

原子力被災者生活支援チーム放射線班

高島室長

独立行政法人日本原子力研究開発機構 伊藤理事

福島技術本部企画調整部 白鳥次長

内閣府

中村参事官

4. 議 題

(1) 「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務」の状況について(独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事 伊藤洋一氏)

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業

(1-2) 平成23年度「除染技術実証試験事業」概要

( 2 ) 第3回原子力委員会定例会議議事録

( 3 ) 第4回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、おはようございます。第7回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証

業務」の状況についてお話を伺うものです。2つ、その他です。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からお願いいたします。

(中村参事官) 1番目の議題でございます。「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務」の状況につきまして、内閣府原子力被災者生活支援チーム放射線班の高島室長、それから独立行政法人日本原子力研究開発機構の伊藤理事、福島技術本部企画調整部の白鳥次長よりご説明いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(高島室長) おはようございます。私、内閣府原子力被災者生活支援チーム放射線班の高島と申します。本日このような説明の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

きょうご説明するのは、警戒区域及び計画的避難区域等における除染モデル実証事業、あともう1つが平成23年度除染技術実証試験事業、この2つでございます。

これら事業であります。平成23年度二次補正予算予備費、除染関連2,200億円から、そのうち119億円をこの事業として予算化して措置しており、現在実施しているものでございます。

まず、除染モデル実証事業であります。効果的な除染手法の確認、実証及びその線量低減効果の確認、さらには除染手法ごとの作業量、コスト、こういった地形あるいは線量において効果的なのか等々を実証してまいろうと考えている事業でございます。

昨年11月18日、大熊町を皮切りに事業がスタートしておりまして、現在も進行中でございます。本事業、JAEAへの委託事業という形で進めておりまして、企画公募によりましてJAEAから3つのグループ、大成建設、鹿島建設、大林組の3つのジョイントベンチャーに事業をお願いして進めているところでございます。

もう一方は、平成23年度除染技術実証試験事業でございます。これにつきましても昨年技術実証試験ということで公募を開始しまして、300件以上の応募があったところでございます。そのうち25件、有望案件を審査した上で選びまして、現在そこに資金を流しまして効果を確かめているところでございます。

両事業につきまして詳細な説明をJAEAの伊藤理事のほうからご説明をしたいと思います。

(伊藤理事) 日本原子力研究開発機構の理事の伊藤でございます。福島技術本部という組織を機構の中に設けまして、その本部長代理もさせていただいております。

資料は2種類用意してございまして、まず資料1-1をごらんください。こちらが除染モデル実証事業と呼ばれているものでございます。1枚おめくりいただきますと地図がござい

まして、今内閣府のほうからご説明がありましたように、企画公募によりましてこの警戒区域、それから計画的避難区域の中を3つの市町村グループに分けて、それぞれ企画公募により、そこに書いてございますようなゼネコン各社に実際の除染業務をお願いしているところでもあります。

右の地図を見ていただきますとおわかりになるように、各3つのグループがそれぞれ放射線量の高いところ、中ぐらいのところ、低いところ、そういった地域がまんべんなく入るような形で地域選定をさせていただいております。

資料の2ページでございますが、これが3つのグループで具体的に除染の対象としているエリアの状況であります。除染対象のところの主な構成要素というところを見ていただくとわかりますように、市町村ごとにさまざまな土地の利用形態、例えば公共施設、学校、それから宅地、農地、そういったものが適切に組み合わせられたような形で自治体とご相談をして具体的な対象エリアを定めたものであります。

3ページが実際の作業の進め方の例でございますけれども、大きく当初除染事業全体の工程、計画をつくりまして、自治体、住民の方々へのご説明を行った後にモニタリングを行い、その結果を踏まえまして実際に除染作業に入り、それが終わったところでまた住民の方々にご説明するというのが一般的な流れでございます。

この除染作業と同時に、仮置き場というのが3ページの左に書いてございますが、地域によっては除染作業の除染地域の隣接するところに仮置き場を設ける場合もございますし、あるいは少し離れたところに仮置き場を設けるというようなケースもございます。

4ページが一般的なスケジュールのイメージでございますけれども、除染準備に1カ月、それから実際の除染作業に一、二カ月を要するというのが標準的なものでございます。

5ページ以降は現在行っております除染につきまして、除染の対象物に沿って主な除染方法をご紹介させていただいております。5ページ、6ページは主に宅地・建造物を対象とした除染でございますが、例えば6ページでございますと屋根とか事業所の壁等については高圧水による洗浄でございますとか、ブラシを用いた除染を行っております。7ページ、8ページ、こちらも宅地・建造物でありますけれども、一部建物の屋根等につきましては高圧水洗浄よりも特殊なスポンジあるいは布等によるふき取りというのが効果があるということがわかってございます。8ページはコンクリート面などを対象としたブラストによる除染、表面を薄くはぐことによって汚染物を除去する方法でございます。

9ページ、10ページは、よく言われているところでもありますけれども、雨どいとか側溝

にどうしても濃度の高いところがございますので、こういったところを効果的に除去することが全体の線量を下げるのに有効だということがわかっております。10ページは剥離剤を用いた屋根の除染の事例です。

11ページ、12ページは公園などの土壌や植栽を対象にした除染の例でございますけれども、11ページの右上にありますように、樹木の根元付近等にどうしてもホットスポット的に濃度の高いところがございますので、そういったところの土壌をはぐ、あるいは12ページですと、特に校庭あるいは公共施設のグラウンド等につきましては芝刈り、場合によっては芝のはぎ取り等が効果的であるという成果が出つつございます。

13ページ以降は道路、舗装面の除染の例でございますけれども、1つは、高圧水洗浄あるいは機能回復車と呼ばれておりますものを使用し、高圧の水を吹き付けて、その水を回収しつつ、道路の表面の汚染を除去するような取組でございますとか、14ページは洗浄ではなくて、舗装面の表面を薄くはぎ取るという、ここにありますTS切削機などで舗装面を数mm単位で切削することによって除染を行っているという例でございます。

それから、15ページは森林の除染ということで、これは後ほど別の例でちょっとご紹介いたしますけれども、落ち葉層あるいはリター層と呼ばれているところの表層の除去が現在の線量を下げるのに有効ということがわかってございます。

それから、16ページは農地の例でありますけれども、こちら表層の土壌を数cmのレベルでいろいろな重機を用いて除去することによって線量を下げるものであります。

17ページは農地の例であります。土壌固化剤をまいて、固化剤とともに農地をはぎ取るというようなことを試行しております。

18ページ、19ページはこういった作業に先立ちまして、モニタリング・放射線測定を行っているわけでございます。18ページの例ですと対象地域を10mあるいは50mのメッシュに切りまして、基準点を設けながら事前の測定、それから作業中の線量の変化を観察するというものであります。

19ページは一部試行している技術ですけれども、左ですが、GPSと測定器を組み合わせながら線量率を測る技術ですとか、無人ヘリコプターによる空間線量率の分布測定等を行っております。

このようにして出てきた廃棄物につきましては、このフレキシブルコンテナバッグ、20ページにあります。このような約1m<sup>3</sup>の土壌等が入るものでありますけれども、これに内容物あるいは線量等の情報を、ICタグなどをつけることによって記録しつつ収納してい

くというものであります。

21ページはこういった除去物を置く仮置き場の1つのイメージであります。方式として地上保管と半地下、少し地面を掘り下げてこういったフレキシブルコンテナを数段積み重ねて保管するというものでありますけれども、下と上に遮水シートを設けまして、外からの雨水の流入を防ぎつつ、数年間の保管が周囲の環境に影響を与えない形で行えるよう工夫をしているところでもあります。

22ページは除染に伴いまして出てきた水につきましては基本的にその現場で処理をして、ここにありますようにゼオライトを充てんしたカラムに通す等によって環境汚染をしないような対応をとっているところでもあります。

24ページは除染作業員の安全確保のためにこのような装備をしていただきながら作業をしているというものであります。

25ページ、26ページは大熊町役場、ここは比較的線量の高いところでもあります。26ページのところの事前のモニタリングの結果を見ていただきますと、屋外で地上1mのところでは平均で $13 \mu\text{Sv/h}$ というようなところがございます。こういった線量の測定結果を地図上にプロットして、どこをどのような方法で除染するかということを考えるというものであります。

27ページは今のモニタリング結果を可視化したものであります。

28ページ以降は、具体的な作業ですけれども、ここでは例えば屋根の屋上については高圧水洗浄、それから前の公園については表土はぎ等を行っております。

29ページのほうは、これは役場ですので前の駐車場とか道路について切削機等による舗装面の切削等を行っているというところがございます。

それから、30ページ、31ページ、32ページは川俣町の坂下地区というところでもありますけれども、こちらは主に山間の田畑あるいは森林が多いところを対象とした除染でありまして、32ページにありますように、ここでは固化剤を散布して農地の表土をはぐというような除染、あるいは薄層で数cmの表土をはぐというような形で除染を進めております。

こういった除染モデル実証事業の成果につきましては、まだ現在進行中でありまして、3月下旬をめどに成果報告会ができるような準備を今後進めてまいりたいと思っております。

続きまして、資料1-2であります。除染技術実証試験事業の概要についてご説明します。

まず4ページをちょっと見ていただけますでしょうか。今申し上げた除染モデル実証のほ

うがプルーブな技術を用いて実際に除染をするというものでありますが、こちらのほうの技術実証というのは将来的に有望であろう幾つかの技術について小規模なプラントをつくったり、あるいは実際にフィールドにそれを持ち込んで技術的可能性、経済的フィージビリティを検証するというものであります。

除染の対象ごとに、3ページにちょっと戻らせていただきますと、全部で採択が25件ございますけれども、土壌を対象としたもの、下水汚泥を対象としたもの、公園・道路などの構造物あるいは水、森林、木材、こういったものを対象にしたそれぞれの技術を採用して進めているところであります。全部紹介する時間もございませんので、少しデータが出つつあるところについてご説明をしたいと思います。

まず、土壌については、技術ナンバー6ですのでページで申し上げますと12ページ、13ページ、14ページになります。これは湿式分級に表面研磨を付加した土壌の洗浄処理による土壌の減容化ということであります。一言で言いますと、土壌を水で洗浄しながら分級、つまり粒径に応じて砂とそれから粘土のような細かい粒子のものに分けるというもので、セシウムについては特に粘土質の土壌に多く吸着しているということを利用して、分級した後にそのセシウムを多く含む粘土成分について、薬剤として凝集沈殿剤を混入することによって固型化するものです。13ページ、脱水ケーキと書いてございますが、こちらのほうがセシウムを多く含む粘土質のものや、凝集沈殿したものの塊というものでございます。

その結果、14ページのところの表を見ていただきますと、除染率で75%から92%の除去が確認されているというものであります。

続きまして、技術番号でいいますと13番、ページで申し上げますと23ページ。これは超高压水表面処理工法、Jリムーバーによる除染技術というものであります。これは超高压洗浄、通常屋根とかの高圧洗浄に用いておりますのは数MPaの水圧のものですが、ここでは最大280MPaまでの高圧洗浄ができる装置でありまして、これを舗装面に吹き付けながら、出てきた水は回収するという技術であります。

これにつきましては、24ページ、これは福島大学内での実証の様態を示してございますが、25ページにありますように、表面線量の減少率が約80～90%ということで、10分の1程度に表面の汚染を除去できるという成果が出てございます。

それから、水処理の例につきまして、技術ナンバー20、ページで申し上げますと38ページ。これはプール水等の大量の水中に含まれるセシウムを回収するというものでありまして、フェロシアン化鉄配合の吸着凝集沈殿剤をプール等の水を入れた水槽に0.1%ぐらい

加えることによって、セシウムイオン、あるいはセシウムを含む物質を回収するものであります。その成果につきましては38ページにございますように、例えばプール水の例でありますけれども、セシウムを134、137の合計で200Bq/lあるいは1,000Bq/l含む水を処理すると、処理後のプール水はすべてN.D.となります。ここでN.D.というのは大体10Bq/l程度の検出感度であり、そのような成果が得られております。

それから、最後に森林の除染についてご説明をしたいと思います。ページでいいますと43ページ、技術番号24であります。これは県の林業研究センターのほうで行われた実験ですけれども、44ページのところを見ていただきますと、それぞれ針葉樹林と広葉樹林で汚染の状況が違います。ご案内のとおり、針葉樹ですと放射性物質は枝葉とそれから地上の落ち葉の両方についてございます。広葉樹ですと主に、事故当時葉っぱがなかったということで、枝葉よりも下の落ち葉層に多くセシウムが吸着しているという特徴がございます。左の針葉樹の例でありますと、落ち葉層の除去をすることによって線量が76%ぐらいまで低減いたします。その後例えば間伐をするとどうなるかという効果を見ておりますけれども、30%間伐、50%間伐のところを見ていただいても余り線量の低減効果は見られない。

それから、右のほうの広葉樹林ですけれども、落ち葉層の除去をいたしますと針葉樹林よりも線量の低減効果は高く、65%、3分の2程度まで落ちると、こういった成果が得られているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

(近藤委員長) はい、ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。大変な作業でご苦労されていることと思うのですが、私がお聞きしたいことは、この全体の事業について地元の方々と情報共有と申しますか、その辺がどうなっているのかと。地元の方々のニーズだとか、あるいは選定過程でどういうふうはこの25事業を選んだかとか、その辺について地元の方々のご意見はどのように反映されているのかちょっとお聞きしたいのですが。いかがでしょうか。

(伊藤理事) では、私のほうから。除染モデル事業と個別の技術実証と両方ございますか。

(鈴木委員長代理) 両方。

(伊藤委員) 除染のモデル実証につきましては、まず地点の選定とかは各自治体のほうでそれぞれ今後の除染を進める上で、例えば拠点となるような役場とか公共施設のところをまずやってほしいとか、それから地区が山間であれば森林とか農地を中心に地区を選んでほしいと

か、そういったまず地点の選定のところで内閣府、それから日本原子力研究開発機構のほうで自治体とコミュニケーションさせていただきました。

それから、実際作業を進めるに当たりましては、資料1-1の3ページにありますように、これは1つの例ではありますけれども、住民説明会的な場を設けたり、あるいは個別に地権者にこういう計画で進めたいということをご説明しながら、その中で出た意見も最大限反映させるような形をとらせていただいております。それから、一部地区、田村だったと思えますけれども、ここについてはおおむね作業が終了したので自治体の方に集まっていたらその説明会をしたというような例もございます。

技術実証は特に住民とのかかわりという意味では少のうございますけれども、実際の実験のフィールドとかあるいは土壌を使わせていただくということで自治体と相談してやっているという状況にあります。

(鈴木委員長代理) 最初のほうのモデル実証事業で説明会のところですね、これは現実にはどれぐらいの頻度でとか、そのときのフィードバックとかはいかがでしたでしょうか、感想とか。

(伊藤理事) 3ページを見ていただきますと、一応3回ぐらい開くという考えで、まず計画全体についてご説明して、それからモニタリングをした後にこれぐらいの線量率でしたというような説明、それから全部終わった段階と、標準的にはこの3つの段階を考えております。

(鈴木委員長代理) 特にご批判とかご不満とかはなかったですか。

(伊藤理事) ちょっと私も直接出ておりませんでしたけれども、やはりどれぐらい下がるのかとかいう関心とか、それから田村などですと森林とかの影響があって除染したけれども、思ったほど下がらなかったというようなご不満とかご指摘とか、そういうのもあったと聞いております。

(白鳥次長) 補足させていただきますと、各個人のご自宅を除染する場合には、各個人のご了解が必要ですので事前にご説明申し上げるということと。それから、希望をされる場合には立ち会っていただくといったようなことを実施してございます。

(伊藤理事) ちょっと補足させていただきますと、今回やはり震災で地震の被害を受けて、例えば屋根に上っての除染ができないとか、あるいは除染すると中に水が入ってしまうというような例も多々見られましたので、そういった場合はかなり個別の住民の方々とお話ししながら、ここはできるけれどもここはできないとか、そういった手続きも今回踏ませていただいております。

(鈴木委員長代理) 多分秋庭委員がご質問あると思うので。

(秋庭委員) ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。なかなか困難な作業だと思いますし、除染のエリアの地域の方々には早く除染してほしい、そして少しでも線量を下げしてほしいととてもご希望なさっていらっしゃると思います。しかしながら、除染するほうとしてもそうは一度にはできないし、また、さまざまな課題があるところで、本当に一生懸命取り組んでいただき、ありがとうございます。

私がお伺いしたいのは、鈴木委員長代理もお話になりましたが、地域の方たちのご希望をすべてかなえるというのは難しい状況の中で、間に立たれた地方自治体の方たちがなかなか苦しんでいらっしゃるのではないかと考えております。

その中でも、一番苦しんでいらっしゃるのは仮置き場の問題ではないかと思います。先ほどのご説明、最初の資料1-1のところでも仮置き場は地上のものと半地下のところがあるとおっしゃられましたけれども、その地域によっても違うし、またその中に入れるものによっても違うと思うのですが、仮置き場の上とか直近とか、その線量をどのぐらいに予想なさって、そしてその地域の方々にご説明なさっているのか。例えば平均化するようにその仮置き場の中には入れるようにするのか、あるいは高線量のものが高線量で集めるのか、その辺のところをお伺いしたいということが1つです。

それからもう1つは、このように除染モデルのところでは除染した後、その後のモニタリングはどのようにするのかということもお伺いさせていただきたいと思います。除染したはいけれども、その後が思ったように下がらないという話も先ほど田村市であると伺いました。そのアフターケアというかそこもお伺いさせていただきます。

最後に3つ目、今ありました除染技術実証試験事業ですが、これで本当に70%とか90%と非常に除染の効果がある研究が既にいろいろなされているということは大変うれしいことだと思っています。これを先ほどご説明いただいたのは4つケースだと思いますが、それぞれ導入するためにはどういう課題があるのかというのを、もし今わかることがありましたら教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(伊藤理事) では、まず私のほうから。1点目の仮置き場についてですけれども、先ほどの資料1-1の21ページのところをちょっと見ながらご説明させていただきたいと思います。仮置き場については、1つは町の公共用地を使う場合、それからたしか1カ所だったと思いますが国有林を使う場合、それから私有地をお借りして仮置きをさせていただくというよう

なパターンがございます。仮置き場の線量につきましては、この例えば21ページの右上のほうにフレコンバッグとシートを敷いた上に覆土することによって、ここは少し厚さを変えてございますが、例えば30cmの覆土によって線量を98%減少させることができるというようなこと、それから、この周囲には、例えば右のほうに積算線量計とか、あるいは左でちょっと井戸っぽいものが掘ってありますけれども、地下水及び沢水の汚染の状況を確認できるような装置を置きながら、仮置き場の安全確保をさせていただいているという説明をさせていただきます。

それから、仮置き場に積むに当たっては、中心部に線量の比較的高い除去物を置いて、周りは線量の低いものあるいはきれいな土壌を遮蔽のためにフレコンバッグに入れて置くことなどによって全体の線量を下げようとするための努力をしております。

それから、今後のモニタリングについては内閣府のほうで。

(高島室長) 今後のモニタリングですが、まず除染をした後、手法ごとにどれだけ低減効果があったのかというモニタリングと、あと全体が終了した後に事後モニタリング、これは面的にこのエリア除染したときにどれくらい下がっているのか、面的な事後モニタリングは実施することにしております。

このモデル事業は今年度事業で、3月31日以降、来年度以降は環境省で本格除染ということになりますので、そちらの中でこのモニタリングについても実施をお願いするように引き続きでいこうと考えております。

(伊藤理事) それからもう1点、技術実証のほうの今後の導入に当たっての課題でございますけれども、まさにいろいろと今回の成果を単に除染係数だけではなくて、この資料1-2の1枚目のところにも書いてありますように、経済性とか安全性というのを総合的に評価していきたいと考えてございます。そういったものの中から有用なものについては実際の除染作業に使っていただくということも考えたいと思います。

それから、これとはちょっと別の事業であるんですけども、除染技術ごとに除染カタログというのを内閣府でつくっておられまして、そういったところにも今回の除染の実証の結果とか、あるいは技術実証の成果も有望なものについては載せていただくような形で普及させていただきたいと考えております。

(秋庭委員) そうすると、今やっというらっしゃるこの試験事業は今年度事業なので今年度で一応終わって、来年度以降は全くこれはチャラになって、仕切り直しになってしまうということでしょうか。

(伊藤理事) 来年度以降、新年度から環境省のほうで、特にこの警戒区域あるいは計画的避難区域については国直轄で行うということになっております。

(秋庭委員) すみません、私の聞き方が悪くて申しわけありません。それはわかっているつもりですが、せっかく今まで積んできたモデル地域だとかはこの実証試験事業がどのように継続されるのかと思いました。もちろん継続されていくと思うのですが、それはうまく継続していくように引き続き J A E A さんがやっていただけるのでしょうか。

(伊藤理事) これは環境省のお考えによるんだと思うんですが、このモデル実証事業は、ここでの除染というのは一応今年度をもって終了するということになるかと思えます。それとは別に環境省のほうで既に公募が始まっておりますけれども、例えば常磐自動車道を対象とした除染というのをどう進めるかというのをモデル的に行いたいというような話も伺っております。それから、この成果は基本的には本格除染のほうに反映させていくということで、内閣府はもちろんのこと環境省とも連絡をとりつつ、この成果を移転しつつあるところです。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 3つほど聞きたいのですが、第一に、この2つの資料でその両者の関係について聞きたいと思えます。資料2のほうで25ピックアップされている技術はそれぞれこの除染モデル事業の中で使われているのか、あるいは将来この両者をどう組み合わせて実際の本格除染に使っていくのかということです。

それから2つ目は、25のピックアップされた採択案件というのは一応 J A E A のほうでクウォリファイされたものではあるんだけど、今後の実際にやってみて実証を通じてスクリーニングされていくと、だからこの中で実際に採用されないものもあると、そう理解していいんですかね。

それから3番目は、25の項目の中に海外のものがない。実際には除染というのはいろいろな国でされた経験があるんですが、それがないのはなぜかという、以上3点です。

(伊藤理事) ありがとうございます。まず2つの事業の関係ですけれども、これは基本的には独立の事業でございまして、モデル実証のほうは実際の地域である意味では面的な除染を既存の技術あるいは一部試行もありますけれども、それによって行うというものでありまして、他方、除染技術実証のほうは技術的な成熟度はまちまちで、また見ていただくとわかりますように、規模的にも1日例えば数十kgの土壌を処理するというような非常に小規模なものが多々ございます。ですから、そちらの技術実証のほうは今後の技術的、経済的可能性を見

極めるというのが第一の目標で行っているものであります。

したがいまして、その25のうちスクリーニングされるのかということについては、機構としてはそれぞれの行った試験の技術的、あるいは経済性も含めた評価をするということが求められておまして、そこでその後実際にさらに実践的な実用技術として育てていくかどうか、それは当該企業等のご判断というところであろうかと思えます。

(白鳥次長) 海外の企業が参入していないのではないかというご質問と理解したのですが。公募を実施するに当たりまして、実施者の所在地が日本であるということで、日本企業が応募できるという公募にさせていただきました。ただし、海外の技術を導入したいという提案があってもそこは全く問題ございません。現実として、ロート製薬のBATポンプを使用した分別にはドイツ製のものを使っておりますし、あと剥離剤についても海外のものを使って実施しているところもございますので、海外のものが全く入っていないということではございません。

(近藤委員長) よろしいですか。

要すれば、4月以降、この警戒区域の解除に向けての取組を本格的に行うためにその取組を計画するもとになるデータを3月までにとるべしという忙しいスケジュールの中で取組システムの実証試験を除染モデル事業としてやっている。一方、このモデル事業では使われなかったが、より優れた除染技術やより困難な対象の除染への適用を目指す新しい技術の提案もあるところ、その可能性を明らかにする要素技術の開発試験もなされていると理解をしています。そこでですが、こうした取組、この25件の研究開発についてもそうですが、その成果をどう評価するのが大事ですよ。どういう基準で評価するか、例えば汚染土壌の洗浄技術をいろいろやっておられるけれども、その合否を決める達成目標1つとってもなかなか難しいですよ。ひとつは汚染した土壌をもとへ戻せるかどうかですが、この条件をどう考えるか、廃棄物として処理するという想定で考えるなら、一般産業廃棄物の処分にかかわる8,000Bq/kgという基準が目標になると思うのですけれども、それ以外はなかなか具体的な数字はない。最終的に限りなく1mSvを目指すという大きな目標がある中で、要素的な、部分的な汚染レベルをどうするはなかなか簡単には決められないですよ。今そこをどう考えておられるんですか。だれが考えておられるかと言ったほうがいいのかもしいけれども。簡単な答えはないんだと思えますけれども。

(伊藤理事) ご指摘のとおりなのですが、網羅的に各除染対象物ごとの目標といたしましょうか。そういうものが定まっているわけではございません。この技術実証試験の中では申請者ごと

にそれぞれ目標値みたいなものをお出しいただいております、今委員長からお話がありました土壌とかあるいは焼却灰のようなものについてはその8,000Bq/kgとかあるいは土壌の作付制限である5,000Bq/kgというようなものをまずは技術のターゲットとしますというような形で進められているところもあります。

(近藤委員長) もうひとつ。ご承知のように福島市とか伊達市でいわゆる高線量地点、ホットスポットと称されるところがある、なかには民家の庭もそういうところがあるわけですが、その除染活動をだれがどのように行うか、ひろがりがあるわけではないのでかえって複雑な問題を提起しているとも聞いています。だれが、どこまでやるか、廃棄物をどこにもっていくかという問題を含めて住民の皆様には大変なご迷惑をおかけしている。これはきょうの話ではないんですけれども、国はそういうところまで、なかなか気が回らない。ある程度のニーズが特定されて対応する制度の整備を行うというのが仕事の仕方ですから。でも、現実の問題があるのですから、私どもとして何ができるか考えていかなければと思っているところです。

で、こうした取組によって、どういう技術でどういうことまでできるかということが見えてくれば、そうしたところについても、こうしたらいいかということで、困っておられる方とのコミュニケーションが可能になると思うんです。今そこがよくわからない状況で苦勞されている方のことを聞くにつけ、大変申しわけないこととと思っていますので、生活支援チームが将来どうなるかという問題にかかわるわけですが、そういう問題もあることを認識して取組んでいただきたいと思うところ、いま、そういうことをどうお考えになっているか、お考えがありましたら、ご披露いただけませんか。

(高島室長) すみません、内部で議論をしているところでございます。そこはしっかり4月1日以降とかのタイミングでどうなるかというのは検討しているところでございます。

(近藤委員長) よろしく願いいたします。

よろしければこの議題これで終わってよろしいですか。

きょうはお忙しいところお越しいただきまして、ご説明ありがとうございました。

それでは、その他議題。

(中村参事官) 事務局からは特に準備はございません。

(近藤委員長) 先生方のほうで何かございますか。よろしいですか。

それでは、次回予定を伺って終わりますか。

(中村参事官) 次回、第8回の原子力委員会定例会につきましては、いつもと時間を変更して

ございます。2月28日、火曜日でございますけれども、時間は14時からを考えてございます。場所もいつものこの場所ではなくて、4号館、この建物の1階、共用123会議室を予定してございます。28日午前中に新大綱策定会議がありますので、午後に変更ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(近藤委員長) それでは、これで終わります。

どうもありがとうございました。

—了—